

業に入り、1967年2月その作業委員会が開かれ、9月ハワイで開かれたI P F Cにも見解を求め、科学的補佐委員4名(日本からは南水研の須田明技官)を出すことになった。ここでも、既存機関利用か否かは別として委員会ができよう。太平洋でも東部海域のキハダの規制が1966年9月から米国I A T T Cにより実施されており、日本も協力体制をとつている。別に調査研究のためF A Oにマグロ研究促進委員会(日本委員は中村広司、須田明)があり1966年8-9月東京で太平洋学術会議の直前マグロ専門委員会が開かれて、世界のエキスパートが11人参加、体長組成、標識放流などの科学的論議と提案がなされた。これらは長い目でみると調査の内容をきめるものになるので間接的ではあるが大きな影響をもつものと思われる。その他、個々の機関の間での協同調査計画がいくつかあり、太平洋のカツオについては、I A T T C、加州、ハワイの水研、日本、フランスのヌーメアの研究所、パラオの研究機関などが関係し、標識放流を中心とした協同調査を実施しようとしている。

マグロ漁業資源はすでに満限にきているとの声が多いが、カツオ資源はこれから開発されるべきものが多く残されており、資源的に一番ゆとりがあるとされている。水産庁は東北水研を主体としてこれに参加し、カツオ漁船に乗つて漁獲カツオを購入して標識放流する計画である。また大西洋でもアメリカを中心としてマグロ類の標識放流が計画されている。さらに豪州C S I R OのKestevenの提案で日本とオーストラリアのミナミマグロに関する共同の話し合いを行なうことが計画されており1967年豪州から研究者が日本に来る予定である。

I P F CではC S K調査の中でカツオの生態学の問題、カツオ血液型による系統群の問題を共同テーマとしてとりあげられている。マグロ共同調査の実施には好むと好まざるにかかわらず日本は一枚も二枚も加わつてかなりの役割を果さねばならないだろう。水研の人員や予算が増さないのに国際的要請が非常に大きくなつて困っている実情である。マグロ漁業将来の発展のため積極的な調査研究が要望される。

2 中小漁業の振興制度経過とその概要

田村 竜彦(日本鯉鮪漁業連合会)

昭和41年6月自民政調水産部会の指定中小漁業振興制度案が水産庁にもちこまれ、長期の懸案が漸くその緒についた。連合会では昭和39年夏ごろから資源生産流通経営等の諸面について審議し日本のカツオマグロ漁業を安定させその窮迫を救済する対策が検討されたが、昭和40年早々理事会で内容がかたまり、3月総会、カツオマグロ漁業安定振興制度調査会が要望され、当時の河野一郎大臣から業界代表の意見を徴され、案を説明し、同大臣より「この案は必ずしも意にそわぬが業界の真剣に討議したものだから鋭意振興の実現に進むように」といわれた。こうしてカツオマグロ振興制度要綱をまとめた。すなわち操業力適正化、企業安定のため法人移行、労働対策マグロ価格科学的安定策などで、漁業を陸上中小企業の近代化のなされたように進めることになり、1966年6月水産庁長官主催の第1回カツオマグロ漁業対策懇談会が開かれ十数回半年余会を重ねてまとめ、調査会設置の運びとなり、10月21日関係者が集まり現状認識と対策方向

を協議した。具体策は官民合同協調して実施することになる。カツオ・マグロ漁業はいよいよ急速に苦しくなり、1965年9月借入資金、対韓漁船輸出等があった。企業体質を改善して連鎖倒産を防ぐため、「カツオマグロ漁業合理化作業団」の構想が出た。一方資源解析を進めたところ、一部魚種を除き総漁獲量限界点に達したものが多く再生産も追いつかぬ状態で、資源の見通しのできるまで漁獲努力を抑えるほかない。諸外国も進出して漁場開発も限度に達しており、漁獲管理が各洋で問題になつて、日本がイニシアチブをとつてリードすることが大せつである。経営面の悪化（自己資本比率低下等）、を立て直し経営を安定させて、国際競争力を強化さすべきである。緊急的金融面対策を要する。単位漁獲低下は少くとも現状程度にとどめるようにすることである。労働の機械化省力合理化により生産力を高めねばならない。事業合理化でコスト引下げ、計画し、自己資本蓄積を妨げる経営管理、漁業規模の拡大、漁業法制約の打開を考えねばならない。資源保護等も考え、輸出生産販売の合理化が必要である。また労働力の質、量とも改善せねばならない。労賃のウエイトの問題もある。採算性を向上し労働条件をよくし雇いを安定化、漁船輸出対策、マグロ類輸入対策、合併事業対策、国際競争対策強化をはかるなどである。5年後の目標（生産規模、生産費）を策定し、毎年の実施計画をきめ、低利資金供給、法人化、規模拡大、輸出振興、企業の合併拡大、企業資金、現物出資など……。推進母体は業種、魚種別に進める。現在3000トン（300人）を規模拡大して2000トン以下なら何人でもよいとする。行政を積極的に脱皮せしめ、許可行政から産業政策へ転換させる大きな変革期である。中小業の為に調査講習もある。大水に特別委員会をつくつてやる（水産庁も一しよになつて）。これを相手に本格的に折衝する。当初制度化に疑問をもち、要綱程度でよいといっていたが、何回か会議後に予算問題にいきり、政府も中小漁業法制化をさし当り、カツオマグロ、以西にしほつてやるもようである。大蔵省、国会の難関をこえ、実現には政府も意欲的であるが、業界の自主的努力が乏しい。関係業界は近代化計画を立案、提出の力を注ぎ、水産庁は更に検討して、42年度予算要求とならう。

3 オーストラリア東海域マグロ漁場と漁況

船越 福松（極洋捕鯨株式会社）

ニュージラント漁場に昭和35、37、39、41年出漁、沖縄船で Fiji 基地 10° ~ 13° S、 150° ~ 170° E

ピンナガ、キハダ漁。クロマグロをタスマニア近海4月ごろ以降1日当2.5~3トン漁した。豪州ブリスベイン沖でメカジキ縄、メバチが半々ぐらいとれ、値もよく、肉質がよかつた。7月頃 34° ~ 37° Sシドニー沖に集中し、1日4~5トンのクロマグロ漁した。タスマニア沖はシケ多く、漁がなくなつた。ニューカレドニア西漁場（4~5日走り）は2~3トン/日に減少、シケが続いて2トン/日に落ち、沖縄船員でシケに弱いのもどつた。一般漁船もやつていたが余り好くなかつた。ニュージラント漁場の方も8月ごろ2~2.5トン/日になり、シドニー沖から移動した船もある。そしてニューギニア真南のキハダ漁に移つた。3~4月もとのタスマニア近海の漁にもどつた。11月ごろから現在ニューギニア南沖で漁している。東豪州沖11月~3月